給 生 — 2 5 令和3年3月31日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各行政執行法人の長 殿

人事院事務総長

「定年制度の運用について」の一部改正について(通知)

「定年制度の運用について(昭和59年7月2日任企—219)」の一部を下 記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
定年退職関係	定年退職関係
$1 \sim 5$ (略)	$1 \sim 5$ (略)
6 規則11-8別表職員の欄中人	6 規則11―8別表職員の欄中人
事院が定める研究所、試験所等の	事院が定める研究所、試験所等の
長は、次に掲げるとおりとする。	長は、次に掲げるとおりとする。
一~九 (略)	一~九 (略)
十 国立感染症研究所インフルエ	十 国立感染症研究所 <u>インフルエ</u>

ンザ・呼吸器系ウイルス研究セ ンザウイルス研究センター長

ンター長

+一・十二 (略)

十三 国立感染症研究所治療薬・

ワクチン開発研究センター長

十四 国立感染症研究所実地疫学

研究センター長

<u>十五</u>~<u>十九</u> (略)

7 (略)

+一・十二 (略)

(新設)

(新設)

<u>十三</u>~<u>十七</u> (略)

7 (略)

以 上